

# 【申請する企業の皆様へ】 『賃金引上げ計画の表明』について①

**「表明書」の提出にあたり、今一度ご確認をお願いいたします。**

## ①賃上げ表明に関わる評価基準(賃上げ対象期間)について

※「入札説明書」より抜粋

③賃上げの実施に関する加算点は以下のとおり付与する。

評価項目	評価基準 ①	配点
賃上げの実施を表明した企業等	令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年(暦年)②において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明している①と【大企業】※1	●点
	令和4年4月以降に開始する最初の事業年度または令和4年(暦年)②において、対前年度または前年比で給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること【中小企業等】※1	

○「表明書」に記載頂く、賃上げ実施の対象期間については、下記いずれかの選択となります。

### ①事業年度で表明する場合

**令和4年4月1日以降の期間となります↓**

⇒賃上げ対象期間については、**令和4年4月以降に開始する最初の事業年度**、令和4年度(令和4年○月○日から令和5年○月○日)が対象となります。

### ②暦年で表明する場合

⇒賃上げ対象期間については、**令和4年**(令和4年1月1日から令和4年12月31日)が対象となります。

## 従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、**○年度(令和 年 月 日から令和 年 月 日までの当社事業年度)**  
(又は**○年**)において、【給与総額】又は【給与等受給者一人当たりの平均受給額】を対前年度(又は対前年)増加率△%以上とすることを表明いたします。  
従業員と合意したことを表明いたします。

**令和 年 月 日**  
株式会社  
(法人番号13桁を記載)  
(住所を記載)  
代表者氏名

上記の内容について、我々従業員は、**令和 年 月 日に、□□□という方法**によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日  
株式会社  
従業員代表 氏名  印  
給与又は経理担当者 氏名  印

「事業年度」で表明  
⇒令和4年度4月以降に開始する最初の事業年度となっていますか(年月日まで記載)

「暦年」で表明  
⇒令和4年となっていますか

表明書の記載日  
⇒本「表明書」が作成された日付となっていますか

従業員に対する賃上げ表明に関する説明等  
⇒賃上げ説明の実施日、また実施方法についての記載はありますか

表明書に関わる代表者等の証明  
⇒記名とあわせて、押印はされていますか

# 【申請する企業の皆様へ】 『賃金引上げ計画の表明』について②

## 「表明書」の提出にあたり、今一度ご確認をお願いいたします。

### ②中小企業等における追加提出資料(法人税申告書別表1)について

※「入札説明書」より抜粋

また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」(別紙11)を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。

○「中小企業等」におかれましては、表明書とあわせて、「法人税申告書別表1」を必ず提出願います。

○以下「法人税申告書別表1」提出時の「注意事項」となります。(※中小企業等の確認ポイント)

ア)法人区分欄左側「普通法人・・・①」に「○」且つ「非中小法人欄③」に「○」がないこと。

イ)法人区分欄右側「左記以外の公益法人等・・・②」に「○」があること。

⇒上記、ア)・イ)のいずれかに該当すれば『中小企業等』と判断します。

(中小企業等とは、法人税法第66条2項又は3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。)

令和 年 月 日		①	②	青色申告	一連番号	別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人)
法人区分		③	整理番号	事業年度(至)		
事業種目		非中小法人	売上金額	申告年月日		
同非区分			処理	申告区分		
旧納税地及び旧法人名等			法人税	地方		
添付書類			税	税		
令和 年 月 日		事業年度分の法人税	申告書	翌年以降送付要否	有( ) 無( )	
令和 年 月 日		課税事業年度分の地方法人税	申告書	適用説明書提出の有無	有( ) 無( )	
		(中間申告の場合 令和 年 月 日)		税理士法第30条の書面提出有	有( ) 無( )	
				税理士法第33条の2の書面提出有	有( ) 無( )	

### ③問い合わせ先

■「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」の詳細につきましては以下ホームページをご参照下さい。

○国土交通省 本省

[https://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_fr\\_000101.html](https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html)

○国土交通省 中部地方整備局

[https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/chinage\\_katen/index.htm](https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/chinage_katen/index.htm)

■表明書等における作成方法の確認や、本制度についてのお問い合わせについては、以下へご連絡願います。

○中部地方整備局 企画部 技術管理課 TEL 052-953-8131 (直通)